

- |   |         |                                            |
|---|---------|--------------------------------------------|
| 1 | 監査等の種類  | 随時監査                                       |
| 2 | 監査の対象   | 総合体育館非構造部材耐震補強及びその他建築主体工事                  |
| 3 | 監査の着眼点  | 令和3年度 工事監査実施計画（以下「実施計画」という。）<br>に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所                               |
| 5 | 監査の日程   | 令和3年11月24日～令和4年2月9日                        |
| 6 | 監査の結果   | 令和3年度 工事監査結果報告書のとおり                        |

## 令和3年度 工事監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 名称

総合体育館非構造部材耐震補強及びその他建築主体工事

#### (2) 事業目的

本工事は、地震等大規模災害が発生した場合、避難所としても使用される市民体育館の安全性の確保のため、非構造部材に係る耐震補強工事を行うものである。

併せて、施設の老朽化が著しいことから、トイレを洋式化する等の改修を行い、利用者の利便性の向上を図るものである。

#### (3) 概要

別紙のとおり

### 2 監査の期間

令和3年11月24日から令和4年2月9日まで

### 3 監査の方法

令和3年度において施工中の工事のうち、建築工事1件を抽出して、工事の計画、調査、設計、仕様、積算、契約、施工管理、監理（監督）、試験、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて調査するため、書類調査を行い、令和4年1月17日に現地調査を行うとともに、関係職員に対して説明を求めた。

なお、工事技術面の調査については、公益財団法人 岐阜県建設研究センターとの工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求め、書類調査及び現地調査を行った。

### 4 技術士の「総評」「所見」の概要

#### (1) 総評

今回の調査では、設計、積算、施工の各段階の調査を実施した。各段階での書類はおおむね適正に作成され、かつ、分かりやすく整理されていた。

施工状況及び管理状況は、実際に現場で調査したが、適正に作業されており、工事進捗もほぼ計画どおりであった。

なお、現場の状況により数量・工法等を変更した箇所及び非構造部材の耐震補強工事については、実施報告書等に沿って適切に数量を見直し、設計変更を行われたい。

今後も、安全管理、廃棄物の適正な処理に留意して、所定の品質を確保するとともに、工期内の完成のため、工程管理に留意し、施工されたい。

## (2) 所見

### ア 書類調査

#### (ア) 設計図書に關係する書類について

##### a 的確に作成されているか。

工事範囲、工事内容等が把握でき、工事の積算に支障がないよう、構造、仕様、数量が明示されていた。安全管理対策として、資材搬入時に保安要員を配置するなどの的確に作成されていた。

##### b コスト削減意識を反映した設計となっているか。

施設の安全性の確保、利便性の確保という工事の目的に沿った改修範囲や、天井材等の仕様の統一、また、別途発注の電気設備工事との足場の共用等により、経済的な設計がなされ、コスト削減を図っていた。

#### (イ) 積算に關係する書類について

##### a 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

設計内訳書の数量算出は、業務委託された司設計(株)により、「建築数量積算基準」に準拠し、非構造部材耐震補強建築工事、非構造部材耐震補強機械設備工事、便所改修建築工事、便所改修機械設備工事、発生材処分費の区分により積算され、算出根拠は明確であり、仕様書、図面及び設計内訳書と整合していた。

単価については、刊行物及び見積単価が採用され、刊行物については、掲載単価の平均とし、見積もりについては、3者比較を行い、安い業者の価格に工種毎の査定率を乗じた単価を採用し、実勢価格を適切に反映していた。

b 諸経費は適切に算出されているか。

共通費の内、共通仮設費は、公共建築工事積算基準（令和3年版）により、適切に算出されていた。また、現場経費及び一般管理費についても、同基準により、適切に算出されていた。

(ウ) 施工管理に係る書類について

a 工事施工計画は適切か。

工事の着手に先立ち、予定工程表が作成、整備されていた。工事の進捗に応じて、随時、会議（発注者、施工業者等）が実施され、進捗状況を適正に把握されていた。施工計画書については、公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）に基づき、工事の着手に先立ち、総合施工計画書が作成され、工種別の施工計画書（総合仮設、解体、内壁補修、内装、鉄筋、ガス、給水、あと施工アンカー）も施工に合わせて提出されていた。

b 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

現場代理人届等は、適正に作成、整備されていた。また、下請負人の技術者（経歴、資格）の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

入札契約適正化法の規定、建設業法第19条及び平成3年建設省通知「建設産業における生産システム合理化指針について」により、元方事業者からの下請契約を確認しておく必要があり、竣工時に施工体制台帳を提出されることとなるが、下請負届、施工体系図、施工体制台帳が整合しており、良く管理されていた。

(財) 日本建設情報センターのCORINS（工事实績情報サービス）へ

の登録が行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

施工体制台帳において、建設業法第3条第1項は、建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければならない旨規定し、同法施行令第1条の2第1項は、政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事とする旨規定している。

しかしながら、一部の一次下請け業者は、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、受注者から500万円以上の解体撤去工事を受注していた。岐阜市が定めた工事現場における施工体制点検マニュアルでは、施工体制の点検に当たり不適切な事案があつた場合、文書で改善指示することになっているが、ぎふ魅力づくり推進部から施工依頼を受けたまちづくり推進部は建設業法違反を疑うに足る事実を把握できる状況にあつたにもかかわらず、その確認が不十分であり、対応していなかった。

建設廃棄物処理に関する書類については、発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」等を遵守した再資源実施計画書を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約書等、適正に実施されていた。整備する時期に至っていないが、排出事業者（元請負者）のマニフェスト控え（A, B2, D, E）の写しを完成時に提出させ、発注者として最終処分までの流れ、E票を確認されたい。

(エ) 使用材料承認及び試験検査等に関する書類について

- a 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。

整備する時期に至っていないが、設計図書に指定されている工事材料の試験成績表及び監督員検査記録は工事完成検査時までに整備され

たい。

## イ 現場調査

### (ア) 工事施工状況について

#### a 設計図書どおり施工されているか。

設計図書どおり適切に施工されていた。さらに、現場の状況や建物管理者からの要望を踏まえて、施工方法等について監督員と適切に協議していた。

#### b 法令等を遵守して施工されているか。

施工体制台帳及び施工体系図は、記載すべき内容が適正に記載されていた。ただし、書類調査で明らかになった下請け業者の件については、施工体制台帳と合わせて、体系図の掲示を適正に見直されたい。

#### c 諸材料の保管は適切に行われているか。

諸材料は、工事ヤード内で適切に養生し、保管されていた。  
廃棄物についても定めた場所に集積されていた。

### (イ) 安全管理状況について

#### a 現場の安全管理は適切に行われているか。

仮囲い及び保安施設等は、仮設計画書のとおり適切に設置・管理されていた。

現場の安全巡視、安全教育などは適切に行われていた。

事務室との工事区画の分離については、建物使用者からの要望と現地の状況により、柔軟な形態としているが、事務室への来場者に対し、動線の工事区域との分離に留意し、引き続き安全確保を図られたい。

#### b 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は適切に行われているか。

安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等を現場前に掲示し、周知していた。

## 5 本工事に係る契約事務

### (1) 契約の方法

本工事に係る契約は、一般競争入札により締結されている。本工事の設計金額からすると、岐阜市一般競争入札等実施要綱第2条により、本工事に係る契約は、一般競争入札によることとされており、契約の方法は適正と認められる。

### (2) 契約の締結

契約書には契約金額に応じた収入印紙が貼付され、消印されていた。その他関係書類も整備されていると認められる。

## 6 監査の結果

書類調査、現地調査並びに技術士の総評及び所見を踏まえ、監査を実施した結果、本工事は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

### [指摘事項]

#### (1) 適正な監督業務の執行について

建設業法第3条第1項は、建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業の許可を受けなければならない旨規定し、同法施行令第1条の2第1項は、政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事とする旨規定している。

しかしながら、一部の一次下請け業者は、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、受注者から500万円以上の解体撤去工事を受注していた。岐阜市が定めた工事現場における施工体制点検マニュアルでは、施工体制の点検に当たり不適切な事案があった場合、文書で改善指示することになっているが、ぎふ魅力づくり推進部から施工依頼を受けたまちづくり推進部は建設業法違反を疑うに足る事実を把握できる状況にあつたにもか

かわらず、その確認が不十分であり、対応していなかった。

　　今後は、受注者が建設業法を遵守するよう、適正な工事の監督業務の執行に努められたい。



工事の概要

- 1 工事名 総合体育館非構造部材耐震補強及びその他建築主体工事
- 2 工事場所 岐阜市九重町4丁目24番地
- 3 工事内容 非構造部材の耐震補強工事  
トイレの改修工事
- 4 設計委託 司設計株式会社
- 5 施工監理 直営
- 6 工事費 請負金額 46,315,500円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 7 入札 令和3年9月16日  
一般競争入札  
(入札参加数 5者、うち辞退4者、入札回数 1回)
- 8 工期 令和3年9月27日～令和4年3月16日
- 9 受注者 森井建設株式会社  
現場代理人：酒井 誠  
主任技術者：酒井 誠
- 10 工事進捗率 計画出来高38% 実施出来高40% (令和4年1月17日現在)
- 11 工事監督員 総括監督職員 まちづくり推進部 公共建築整備課  
主幹 高木 勝美  
監督職員 まちづくり推進部 公共建築整備課  
技師 高橋 香